

飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和3年4月策定

令和5年4月一部変更

飯 田 市

Ver.2023.3.9

目 次

1 計画の位置づけ	
1. 1 計画の位置づけ	4
1. 2 計画目標年度	5
1) 計画対象期間	5
2) 計画目標年度	5
1. 3 計画対象区域	5
2 ごみ処理の現状	
2. 1 ごみの分別区分	6
2. 2 ごみの排出量	7
2. 3 ごみの収集および運搬	9
2. 4 ごみの処理体制	10
2. 5 ごみの処理施設	11
2. 6 事業系一般廃棄物	12
2. 7 ごみの処理量	13
2. 8 ごみの資源化量	14
2. 9 ごみ処理の経費	15
2. 10 前計画期間の評価と課題	16
3 ごみ処理の基本的方針	
3. 1 計画の基本方針	17
3. 2 基本的方向とその取組	18
1) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進	18
2) リサイクル（再生利用）の推進	19
3) ごみの適正処理の推進	19
4) 環境学習の推進	20
5) 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進	21
6) 処理施設の適正管理と整備への協力	21
4 ごみの適正処理に関する基本的事項	
4. 1 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	23
4. 2 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項	24
1) 収集および運搬を実施する者に関する事項	24
2) 収集又は運搬の許可に関する事項	25

3) 処分を実施する者に関する事項	25
5 将来の予測と目標値(一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み)	
5. 1 人口	27
5. 2 将来におけるごみ排出量の推計と目標値	27
1) 家庭系一般廃棄物	27
2) 事業系一般廃棄物	28
3) 総ごみ排出量	28
表 5-2 将来におけるごみ排出量の推計	29
6 計画の運営管理	
6. 1 計画の運営管理	30

1 計画の位置づけ

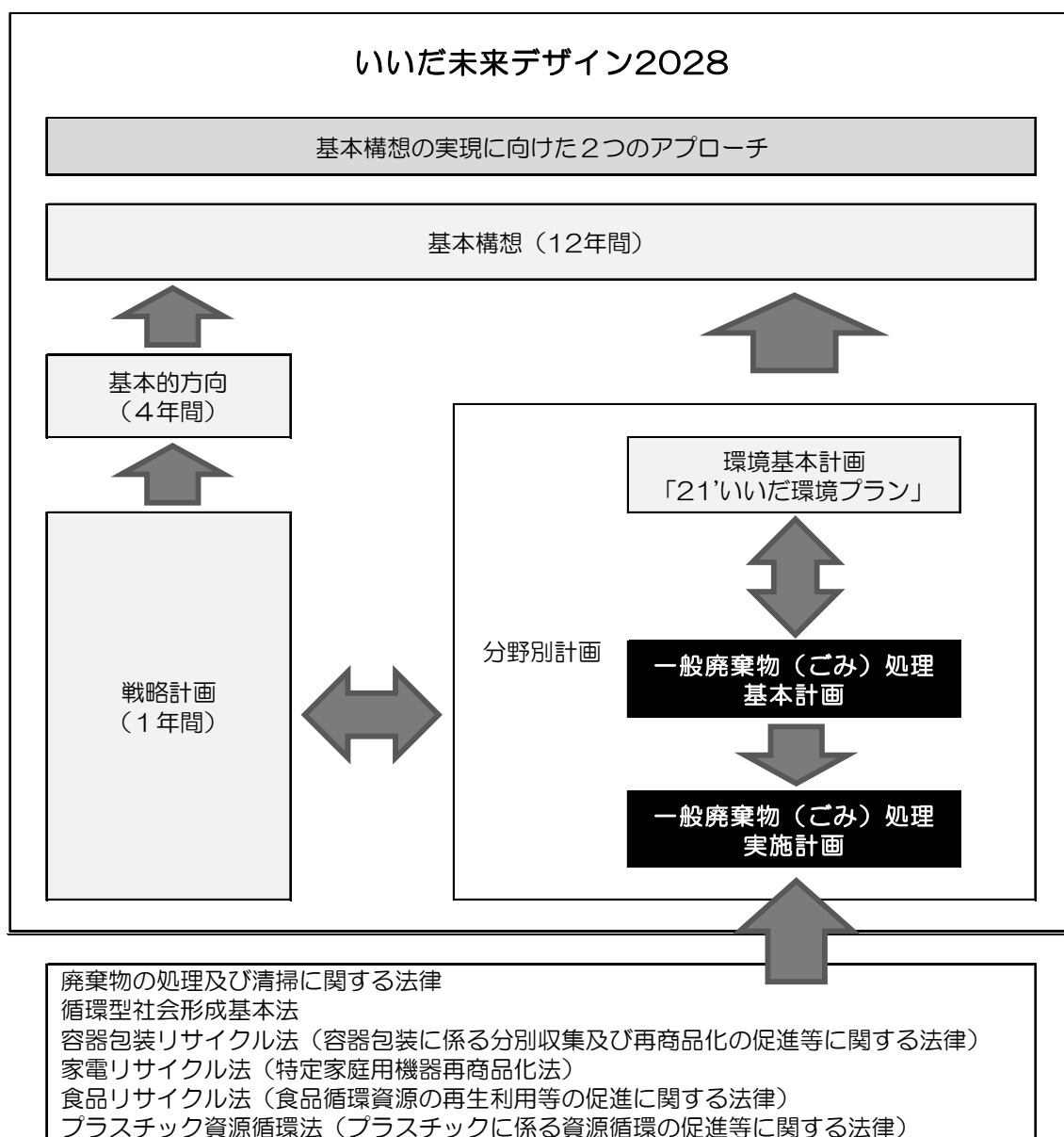
1.1 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として策定します。

本計画は、第5次飯田市基本構想において超長期を見通した将来都市像である「人も自然も美しく、輝くまち飯田 環境文化都市」の実現と、「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」の「目指すまちの姿」に定める8つのまち、特に「人と自然が共生する環境のまち」の具現化を目指します。

また、飯田市の環境基本計画「21' いいだ環境プラン」と併せ、環境負荷の少ない循環型社会の構築に取り組みます。

図1-1 計画の位置づけ



1. 2 計画目標年度

1) 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和3年（2021年）4月から令和7年（2025年）3月までの4年間とします。

2) 計画目標年度

本計画の目標年度を令和6年度（2024年度）とします。

図1-2 計画対象期間

西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
年度（平成・令和）	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
いいだ未来デザイン2028 （飯田市総合計画）	いいだ未来デザイン2028 （飯田市総合計画）前期				いいだ未来デザイン2028 （飯田市総合計画）中期			いいだ未来デザイン2028 （飯田市総合計画）後期				
環境基本計画 「21'いいだ環境プラン」	第4次改訂				第5次改訂			第6次改訂				
一般廃棄物（ごみ）処理 基本計画	前計画				本計画			次期計画				

1. 3 計画対象区域

本計画の対象区域は、飯田市全域とします。

2 ごみ処理の現状

2.1 ごみの分別区分

飯田市における、計画策定時の家庭系ごみの分別区分と種類は表 2-1 に示すとおりです。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分と種類

分別区分		種類（家庭から排出されるものに限る）	
燃やすごみ		紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、プラスチック製品、ビニール製品、皮製品、ゴム製品、プラスチック製容器包装で汚れが取れないもの、加工したペットボトル	
埋立ごみ		ガラス類、せともの、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く）、混合物（金属やプラスチックなどでできたもの）	
特定ごみ		乾電池、使い捨てライター、水銀体温計・血圧計	
資源物	紙	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、厚紙、お菓子の箱、牛乳パック、ジュースパックなど、段ボールおよび新聞紙のいずれにも該当しない紙。
	金属		缶及び金属類
	ガラスびん	無色透明	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明なガラスでできたもので、汚れを除いたもの。
		茶	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもので、汚れを除いたもの。
		その他	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明又は茶色以外の色のガラスでできたもので、汚れを除いたもの。
	ペットボトル		ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器で、汚れを除いたもの。
	プラスチック製容器包装（プラ資源）		商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装（ペットボトルを除く）で、汚れを除いたもの。
	粗大ごみ		ソファー、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電4品目）、その他市長が認めるもの。ごみの長さ、幅、高さの合計が500cm未満までのものを対象。

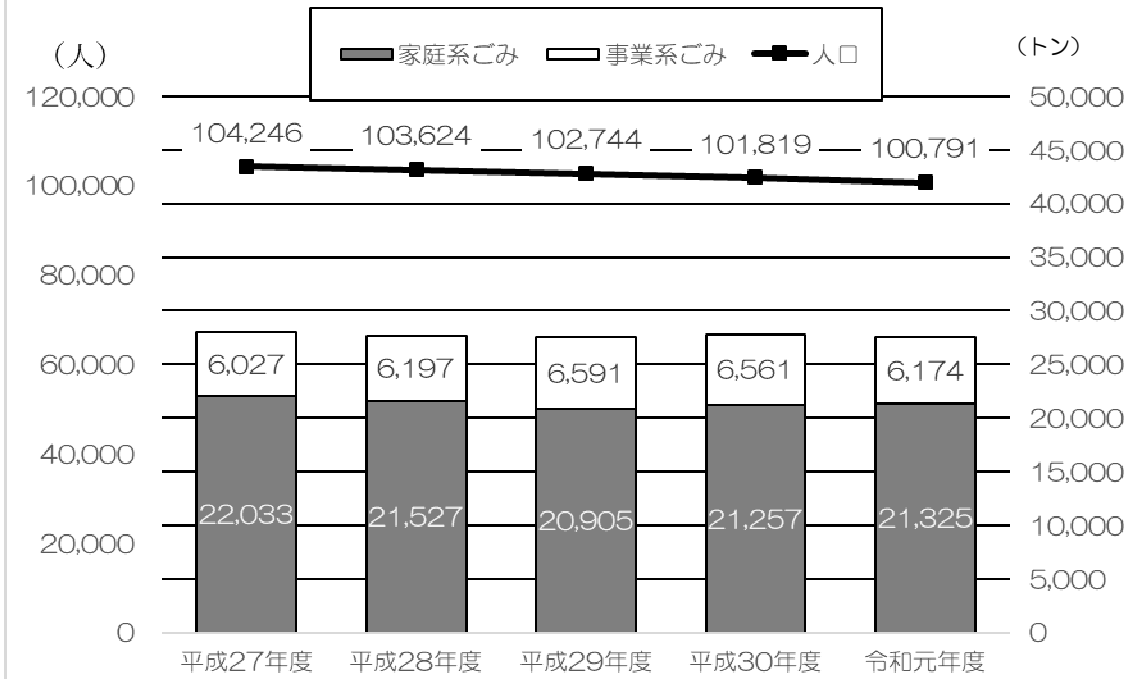
2.2 ごみの排出量

過去5年間における飯田市のごみの排出量の推移は、表2-2および図2-2に示すとおりです。家庭系一般廃棄物（家庭系ごみ）は、平成27年度から令和元年度にかけて708t（3.2%）減少し、事業系一般廃棄物（事業系ごみ）は、147t（2.4%）増加しています。ごみの総排出量は、平成27年度から令和元年度にかけて561t（2.0%）減少しています。また、この間、総人口（※1）は3,455人減少しています。

表2-2 ごみ排出量の推移（項目別）

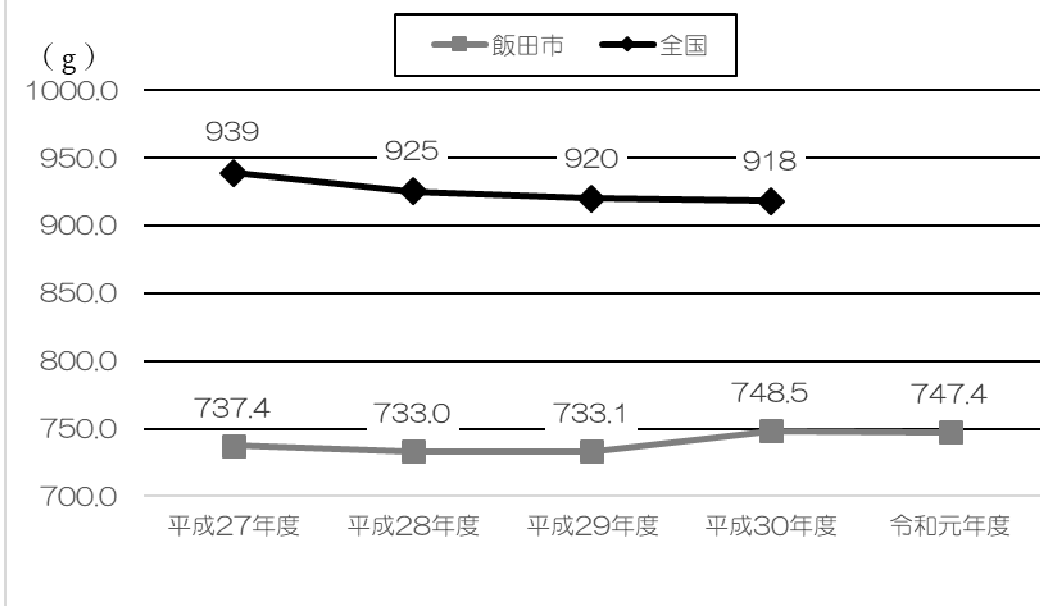
項目	単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	比較 R1-H27
総人口	人	104,246	103,624	102,744	101,819	100,791	-3,455
総排出量	t/年	28,060	27,724	27,496	27,818	27,499	-561
家庭系ごみ	t/年	22,033	21,527	20,905	21,257	21,325	-708
市回収量	t/年	19,787	19,151	18,809	18,812	18,887	-900
燃やすごみ	t/年	11,653	11,586	12,370	13,249	13,530	1,877
埋立ごみ	t/年	1,778	1,662	1,141	773	776	-1,002
資源物	t/年	6,356	5,903	5,298	4,790	4,581	-1,775
紙資源	t/年	3,599	3,132	2,797	2,604	2,345	-1,254
金属資源	t/年	478	457	457	478	500	22
ガラスびん	t/年	404	391	396	378	367	-37
ペットボトル	t/年	53	50	46	47	45	-8
プラ資源	t/年	1,648	1,693	1,505	1,260	1,290	-358
特定ごみ	t/年	26	32	24	23	34	8
生ごみ	t/年	148	148	73	0	0	-148
直接搬入量 ※2	t/年	1,298	1,454	1,255	1,607	1,704	406
燃やすごみ	t/年	919	905	1,023	1,396	1,416	497
埋立ごみ	t/年	379	549	232	211	288	-91
集団回収	t/年	948	922	841	838	734	-214
紙類	t/年	948	922	841	838	734	-214
事業系ごみ	t/年	6,027	6,197	6,591	6,561	6,174	147
直接搬入量	t/年	6,027	6,197	6,591	6,561	6,174	147
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	579	569	557	572	580	1
事業系ごみ排出原単位	g/人・日	158	164	176	177	168	10
総ごみ排出原単位	g/人・日	737	733	733	749	747	10
※1 総人口は、各年度の9月末時点の住民基本台帳（外国人を含む）の人口 ※2 直接搬入量は、中間処理施設での搬入割合の調査結果を元に、家庭系と事業系の按分を行いました。 ※3 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。							

図2-2 ごみ排出量の推移（家庭系・事業系別）



事業系一般廃棄物を含めたごみ総排出量、年間日数および人口から求めた「市民1人あたりが1日に排出するごみの量」の推移は、図2-3に示すとおりです。市民1人あたりが1日に排出するごみの量は、平成30年度に増加し、この状態が続いています。平成30年度の数値は、全国平均より169g少ないものの、以前に比べ差は縮まる傾向が続いています。

図2-3 市民1人あたりが1日に排出するごみの量の推移



2. 3 ごみの収集および運搬

飯田市における家庭系一般廃棄物の収集・運搬の状況は、表2-3に示すとおりです。

家庭系一般廃棄物は、9つの分別区分により飯田市が業者に委託をして収集運搬をします。分別区分ごとの一般廃棄物の種類は、表2-1に示したとおりです。

表2-3 家庭系一般廃棄物の収集・運搬状況

分別区分	収集方式	収集回数	手数料		
			ごみ集積所収集	直接搬入	
燃やすごみ (可燃ごみ)	ごみ集積所 (※1)	週 2～3回	30円(小袋) 60円(大袋) 120円(ごみ袋に 入らない規定の大 きさまでのもの)	10kg ごとに 180円 (※2)	
埋立ごみ (不燃ごみ)	ごみ集積所	2月に 1回～ 月2回	60円(大袋) 120円(ごみ袋に 入らない規定の大 きさまでのもの)	10kg ごとに 150円 (※3)	
特定ごみ	ごみ集積所	2月に 1回～ 月2回	無料	—	
資源物	紙(段ボール、新聞紙、 その他紙)	ごみ集積所	月1回 ～月2回	無料	※4
	金属				
	ガラスびん (無色透明、茶、その他)	リサイクル ステーション (※5)	月1回 ～月4回	無料	—
	ペットボトル				
	プラ資源	ごみ集積所	月2回 ～週1回	無料	—
粗大ごみ	戸別収集	年2回	表2-4 参照	—	

※1 ごみ集積所とは、市内の家庭から排出される「燃やすごみ」、「埋立ごみ・特定ごみ」、「資源物(プラ資源)・資源物(金属)・資源物(紙)」を収集するために市が指定した場所です。

※2 燃やすごみの直接搬入の金額は、稲葉クリーンセンターへ燃やすごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。

※3 埋立ごみの直接搬入の金額は、飯田市最終処分場(グリーンバレー千代)へ埋立ごみを持ち込んだ場合のごみ処理手数料です。

※4 資源物(紙・金属)の直接搬入の手数料は、紙や金属を扱う民間業者へ持ち込んだ場合の処理手数料です。このため、持ち込み時の相場により、有償/無償、価格も都度変化します。

※5 リサイクルステーションとは、市内の家庭から排出される「資源物(ガラスびん、ペットボトル)」を回収するために、毎週土曜日(原則、第5週を除く)の朝に、市内各所に市が設置する場所です。

ごみ処理手数料については、燃やすごみと埋立ごみ、粗大ごみで徴収しており、燃やすごみと埋立ごみでは、収入証紙付指定袋や収入証紙の購入を通じ、市民が排出量に応じてごみ処理費用の一部を負担する仕組みとしています。

また、粗大ごみについては、長さ、幅、高さの合計に応じ、表 2-4 に示す手数料を負担する仕組みとしており、手数料にはごみ処理費用やリサイクル料金が含まれています。（※特定家電4品目は、別途リサイクル料金が必要です）

表 2-4 粗大ごみの処理手数料

長さ、幅、高さの合計	手数料
150cm 未満	1,170 円
150cm 以上 200cm 未満	1,830 円
200cm 以上 250cm 未満	2,490 円
250cm 以上 300cm 未満	3,150 円
300cm 以上 350cm 未満	3,820 円
350cm 以上 400cm 未満	4,480 円
400cm 以上 450cm 未満	5,140 円
450cm 以上 500cm 未満	5,800 円
500cm 以上	収集しません

2. 4 ごみの処理体制

飯田市の家庭系一般廃棄物の処理体制は、表 2-5 に示すとおりです。

燃やすごみについては、稲葉クリーンセンターで焼却処理します。埋立ごみについては、最終処分場で埋立処分します。特定ごみのうち、乾電池と水銀体温計・血圧計は、最終処分場の保管または選別・保管後に再資源化工場へ搬送します。使い捨てライターについては最終処分場でガスの点検を行った後に同所で埋立をします。

なお、稲葉クリーンセンターにおける焼却処理で発生した灰については、南信州広域連合内各市町村に、搬入した燃やすごみの重量に応じて配分されます。飯田市では、市外に搬出しての再資源化処理と、最終処分場での埋立処分の、2つの方法で適正処理を行っています。

表 2-5 家庭系一般廃棄物の処理体制

分別区分	処理施設	処理方法
燃やすごみ（可燃ごみ）	稲葉クリーンセンター	焼却処理
埋立ごみ（不燃ごみ）	飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代）	埋立
特定ごみ	乾電池 水銀体温計・血圧計	飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代） 保管後に再資源化工場へ搬出
	使い捨てライター	飯田市最終処分場 （グリーンバレー千代） ガス点検後に埋立

資源物	紙（段ボール、新聞紙、その他紙）	民間業者	再資源化工場へ搬出
	金属		
	ガラスびん（透明、茶色、その他）		
	ペットボトル		
	プラ資源		
粗大ごみ	飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）	埋立	
	稲葉クリーンセンター	焼却処理	
	民間業者	再資源化工場へ搬出	

2.5 ごみの処理施設

ごみの中間処理施設の概要は表2-6に示すとおりです。

南信州広域連合が運営するごみ中間処理施設「南信州広域連合ごみ中間処理施設稲葉クリーンセンター」では、ストーカ式焼却炉で燃やすごみの焼却処理をします。なお、焼却の際に発生した熱エネルギーを利用して、発電を行います。

表2-6 中間処理施設の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力	備考
稲葉クリーンセンター	飯田市下久堅稲葉 1526番地1	焼却施設	46.5 t / 24 h × 2 炉 (ストーカ式焼却炉)	平成29年 9月試運転 12月供用
※ ストーカ式焼却炉とは、金属の棒を格子状に組み合わせた階段状の床（ストーカ）の上で、ごみを乾燥、加熱し、移動させながら、下から空気を送って焼却するしくみの焼却炉です。				

飯田市最終処分場（埋立処分施設）は、平成21年度から供用開始しました。計画埋立容量は101,000 m³で、通称名は「グリーンバレー千代」です。飯田市最終処分場の概要は表2-7、埋立計画は表2-8に示すとおりです。

表2-7 飯田市最終処分場の概要

施設名称	所在地	種別	処理能力	備考
飯田市最終処分場 (グリーンバレー千代)	飯田市千栄 1677番地4	埋立処分施設 (管理型)	埋立面積 13,800 m ² 埋立容量 101,000 m ³	計画期間 平成21年4月 ~令和18年3 月
※ 管理型最終処分場とは、底面や側面に遮水シートを張って地下水の汚染を防止するとともに、雨水による浸出水を処理する施設を有した最終処分場です。				

表2-8 飯田市最終処分場埋立計画

(単位：m³)

年度 (平成-令和)	計画埋立容積	計画埋立容積累計	実績埋立容積	実績埋立容積累計
21	6,736	6,736	6,736	6,736
22	6,092	12,828	4,971	11,707
23	6,082	18,910	4,310	16,017
24	6,082	24,992	4,023	20,040
25	8,158	33,150	3,171	23,211
26	6,082	39,232	3,223	26,434
27	6,082	45,314	2,991	29,425
28	6,063	51,377	3,674	33,099
29	8,745	60,122	2,766	35,865
30	2,630	41,012	2,631	38,496
1	6,609	47,621	1,677	40,173
2	2,802	50,423	1,779	41,952
3	2,802	53,225	2,275	44,227
4	2,802	56,027	—	—
5	4,134	60,161	—	—
6	2,802	62,963	—	—
7	2,802	65,765	—	—
8	2,802	68,567	—	—
9	7,912	76,479	—	—
10	2,892	79,371	—	—
11	2,892	82,263	—	—
12	2,892	85,155	—	—
13	2,892	88,047	—	—
14	4,271	92,318	—	—
15	2,892	95,210	—	—
16	2,892	98,102	—	—
17	2,892	100,994	—	—

※ 計画埋立容積は、定期的に覆土を行うため、年度により数値に差が生じています。

2. 6 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物は、事業活動に伴ってごみを発生させた者が自らの責任において適正に処理することとしています。収集、運搬についても、自らまたは一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して行います。

事業者は、廃棄物の発生を抑制し可能な限り再資源化に取り組んだ上で、廃棄するものは、適正に処理しなければなりません。

再資源化の方法として、紙類・繊維類といった素材のリサイクル、木くずのチップ化、厨芥類の堆肥化、などがあります。

事業系一般廃棄物のうち、焼却可能なもの（紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、皮革製品）は、稲葉クリーンセンターへ搬入します。事業活動に伴って発生したビニール製品やプラスチック製品、ゴム製品などは産業廃棄物に該当し、稲葉クリーンセンターや飯田市最終処分場では受け入れはできません。

その他の一般廃棄物の処分については、一般廃棄物処分業許可業者によるものとします。一般廃棄物処理の委託および許可件数は表2-9に示すとおりです。

表2-9 一般廃棄物処理委託および許可件数（単位：件 令和2年4月現在）

区分	収集運搬	中間処理	最終処分	計
委託	9	8	2	19
許可	74	7	0	81

※ 委託は、飯田市が家庭系一般廃棄物の収集および運搬または処理業務の委託を行っている件数です。

※ 許可は、飯田市が家庭系または事業系一般廃棄物の収集、運搬または処理について許可した件数です。

※ 収集運搬とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、集めて運ぶことです。

※ 中間処理とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、品目ごと、選別/圧縮/梱包等の処理を行うことです。

※ 最終処分とは、家庭系または事業系一般廃棄物について、再資源化等処理を行うことです。

2.7 ごみの処理量

飯田市のごみ排出量のうち、飯田市が収集、運搬または処分を行う量である処理量の推移は、表2-10に示すとおりです。

平成29年度からの、中間処理（燃やすごみ）対象品目拡大による処理量は大幅に増加し、同時に直接最終処分量（埋立ごみ）は減少しました。数値で比べると、旧区分時の平成28年度と変更後の平成30年度では、中間処理量は2,370 t（12.7%）の増、直接最終処分量は1,227 t（55.5%）の減となっています。

一方で中間処理の方法変更（ガス化溶融炉 → ストーカ炉）に伴い、中間処理後最終処分量（焼却灰：埋立処理）は大幅に増加（同比較で1,390 t増）しました。この増加した最終処分物の減量を目的として、令和元年度からこの焼却灰を外部機関に委託し、熔融資源化処理をする取り組みを開始しました。

表2-10 ごみ処理量の推移

項目	単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
中間処理量	t/年	18,747	18,836	20,057	21,206	21,118
直接焼却量 ※1	t/年	18,599	18,688	19,984	21,206	21,118
堆肥化量 ※2	t/年	148	148	73	0	0
中間処理後の残渣量 ※3	t/年	1,173	1,230	1,603	1,921	1,865
中間処理による減量化量 ※4	t/年	17,574	17,606	18,454	19,285	19,253
最終処分量	t/年	2,636	2,742	2,692	2,905	2,470
直接最終処分量 ※5	t/年	2,157	2,211	1,373	984	1,064
処理後最終処分量 ※6	t/年	479	531	1,319	1,921	1,406
総資源化量	t/年	7,850	7,376	6,350	5,628	5,770
直接資源化量	t/年	6,208	5,755	5,225	4,790	4,581
処理後再生利用量	t/年	694	699	284	0	455
集団回収量	t/年	948	922	841	838	734
※1 (直接焼却量) 桐林クリーンセンター(～H29.8)及び稲葉クリーンセンター(H29.9～)で焼却したごみの量 ※2 (堆肥化量) 飯田市堆肥センターで堆肥化した家庭生ごみの量(平成29年度事業終了) ※3 (中間処理後の残渣量) 桐林/稲葉クリーンセンターにおいて焼却処理後に発生した残渣 ※4 (中間処理による減量化量) 桐林/稲葉クリーンセンターにおいて焼却処理して減量化された量 ※5 (直接最終処分量) 飯田市最終処分場において埋立処分したごみ集積所収集分および直接搬入分のごみの量 ※6 (処理後最終処分量) 飯田市最終処分場において埋立処分した桐林/稲葉クリーンセンターから搬入された焼却灰の量 ※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。						

2. 8 ごみの資源化量

飯田市のごみの資源化量の推移は、表2-11 に示すとおりです。

資源物の収集量は、この5年間減少傾向が続いています。減少の主な理由は、平成26年度頃から、市内大規模店舗やホームセンター、スーパーなどの店頭で、資源物の回収が相次いで始まり、これを利用される市民の皆さんが増えていることがあります。紙資源とペットボトルの市回収量の数値の減少は、これを表しています。プラ資源の平成29年度からの減少は、燃やすごみの分別区分にプラスチック類が含まれるようになったこととの関係が推定されます。

前述のとおり、令和元年度から中間処理で発生した焼却灰を溶融処理による再資源化を開始したことにより、総資源化量は若干持ち直しています。

表2-11 資源化量の推移

項目	単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
総資源化量	t/年	7,850	7,376	6,350	5,628	5,770
直接資源化量	t/年	6,208	5,755	5,225	4,790	4,581
紙資源	t/年	3,599	3,132	2,797	2,604	2,345
金属資源	t/年	478	457	457	478	500
ガラスびん	t/年	404	391	396	378	367
ペットボトル	t/年	53	50	46	47	45
プラ資源	t/年	1,648	1,693	1,505	1,260	1,290
特定ごみ	t/年	26	32	24	23	34
処理後再生利用量	t/年	694	699	284	0	455
金属類	t/年	39	41	21	0	0
堆肥 ※1	t/年	148	148	73	0	0
熔融スラグ	t/年	507	510	190	0	0
熔融資源化	t/年	0	0	0	0	455
集団回収量	t/年	948	922	841	838	734
紙類	t/年	948	922	841	838	734

※1 堆肥は、市内の一部地域内において分別収集した生ごみを堆肥の材料として資源化した量（H29事業終了）
 ※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

2.9 ごみ処理の経費

飯田市のごみ処理経費の推移は、表2-12に示すとおりです。

ごみ処理経費は、ごみ処理施設の整備やごみの処理量等に応じて変動することから、年度ごとを比較することは馴染みませんが、この5年間では、市民1人あたり平均7,588円程度の経費がごみ処理に使われています。

表2-12 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
歳出	千円	873,756	937,543	925,225	550,422	614,663
建設・改良費	千円	3,847	3,461	4,214	2,379	2,217
工事費	千円	3,847	3,461	734	2,379	2,217
組合分担金	千円	0	0	3,480	0	0
処理及び維持管理費	千円	852,320	916,533	887,798	517,494	584,358
人件費	千円	48,050	49,476	53,010	51,353	46,550
処理費	千円	17,849	16,762	26,296	22,756	23,006
委託費	千円	366,096	366,599	356,007	343,938	377,575
組合分担金	千円	420,325	483,696	452,485	99,447	137,227

	その他	千円	17,589	17,549	33,213	30,549	28,089
歳入		千円	153,732	155,280	178,035	184,134	201,122
	ごみ処理手数料等	千円	138,907	137,482	160,039	167,808	179,464
	資源物売却代等	千円	14,825	17,798	17,996	16,326	21,658
人口		人	104,246	103,624	102,744	101,819	100,791
市民一人あたりの処理経費		円	8,382	9,048	9,005	5,406	6,098
<p>※ 数値は一般廃棄物処理実態調査（経費）によるものです。</p> <p>※ 委託料は、収集運搬、中間処理、最終処分業務に係るものです。</p> <p>※ 処理及び維持管理費の「組合分担金」は、南信州広域連合が運営している中間処理施設（ごみ焼却処理施設）の運営費として飯田市が南信州広域連合に対して負担したものです。平成 29 年度までは桐林クリーンセンター、平成 29 年度以降は稲葉クリーンセンターとなります。</p> <p>※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。</p>							

2. 10 前計画期間の評価と課題

平成 29 年 9 月、焼却施設が稲葉クリーンセンターに変更となるのに合わせ、前基本計画において、ごみの分別区分を大きく変更しました。具体的には、それまで埋立ごみであった、「プラスチック製品、ビニール製品、革製品、ゴム製品」などを燃やすごみの対象範囲としました。結果、数値は大きく変動し、燃やすごみは増加、埋立ごみは減少する結果となっています。

一方で、大型店舗店頭での資源回収は想定以上に市民生活に浸透し、市による資源回収量は減少傾向が続いており、資源物も含めた市回収量全体でも減少傾向から、横ばいの状態となっています。

ただし、分別が正しく行われているかどうか、といった評価の面では、前述の燃やすごみの対象範囲拡大が、安易な分別に導かれている傾向も見られます。具体的には、プラ資源の回収量の減少が顕著な例となっています。この他にも、随時実施しているごみの組成調査では、燃やすごみに入っている資源化できる紙類や、埋立ごみとして出されるガラスびんなど、再資源化可能な品目が、残念ながら「ごみ」に含まれている実態があります。

これらを踏まえ、将来に向けた私たちの暮らしは、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）を習慣化し、更に発生してしまった「ごみ」は適切に分別することによりリサイクル（再資源化）する取り組みを深化していく必要があります。

3 ごみ処理の基本的方針

3. 1 計画の基本方針

飯田市では、「環境文化都市」を宣言する中で、「持続可能性」と「循環」を基本にして、ライフスタイルから社会の有り様に至るまでを改めて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていくことを目指してきました。

今後も、21' いいだ環境プラン第5次改訂版に沿って「循環型社会」を目指し、「廃棄物の減量および適正処理」を基本方針として、リデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の推進、リサイクル（再生利用）の推進、ごみの適正処理の推進、適正処理を促すことによる不法投棄の根絶と環境美化の推進、処理施設の適正管理と整備への協力に取り組めます。

本計画は、市民、事業者、行政の適切な役割分担の下に廃棄物の減量と適正処理を推進していくものです。

環境文化都市宣言

平成 19 年 3 月 23 日決議

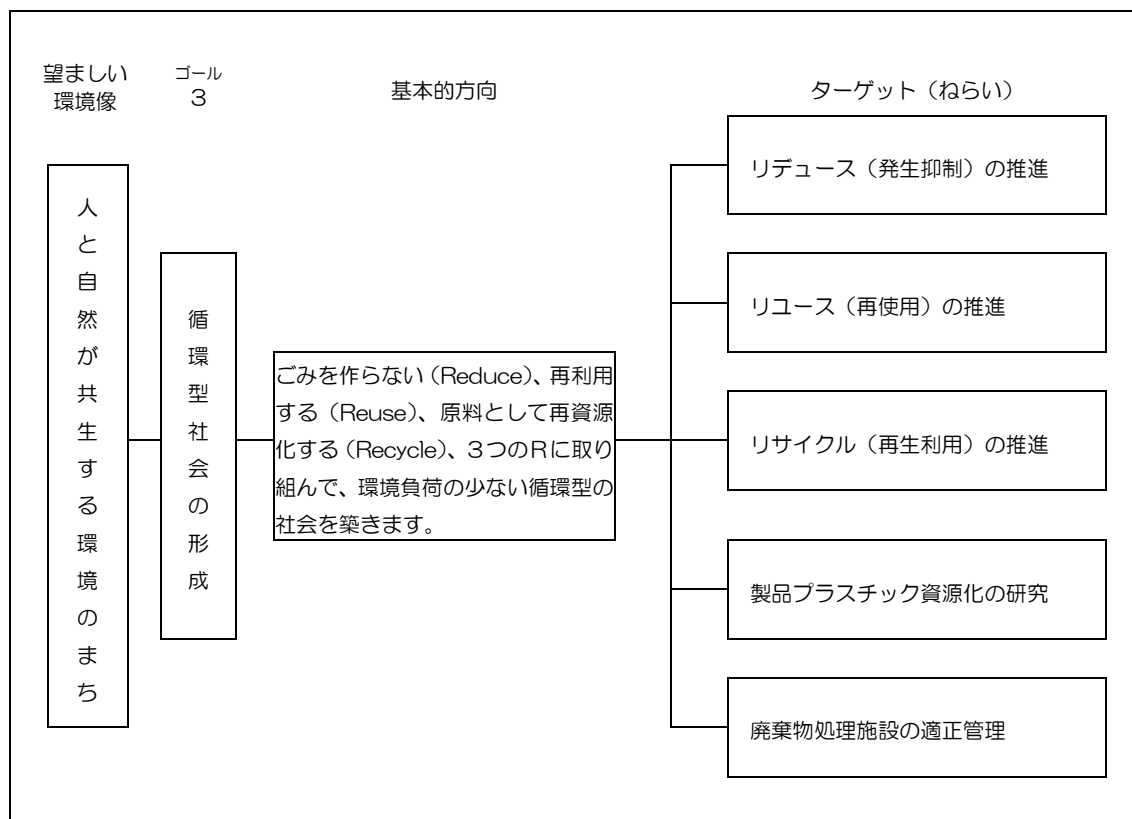
私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。

自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。

私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら、市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

21' いいだ環境プラン第5次改訂版における「ゴール3 3R に取り組み循環型社会を築こう」の体系は図3-1のとおりです。

図3-1 施策の体系



3. 2 基本的方向とその取組（一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項）

3. 1 に掲げる基本方針に沿った取組項目を以下に示します。

1) リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の推進

(1) ごみ処理費用負担制度の運用

従量制によるごみ処理費用負担制度を運用することで、ごみの排出抑制とリサイクル推進の動機付けを推進します。制度の運用とともに、制度の趣旨・メリットを市民に分かりやすく説明し、ごみ減量への意識付けの浸透を図ります。

指標とする値：市民1人あたりが1日に排出する家庭系ごみ量(g/日)→27P 参照

(2) 「2R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用）」の推進

市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点を重視したエシカル消費の考え方が広がっています。消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組が行われることを目指します。

具体的には、使い捨て製品や過剰包装はごみの発生量を増やす原因であることを認識し、使用の抑制に努めることや、まだ使えるものはできるだけ長く使用するように心掛けることなどです。

指標とする値：エシカル消費を心がけている人の割合 (%)

(3) レジ袋削減・マイバッグ持参運動の推進

令和2年7月1日からレジ袋の配布が有料となりました。この機会を捉え、マイバッグの持参を推進します。

指標とする値：店頭調査によるマイバッグを持参した人の割合 (%)

令和元年度 90.3%→令和6年度 98.0%

(4) 事業系一般廃棄物の分別の適正化と減量化

事業所における事業系廃棄物と産業廃棄物の適正な分別の推進や、廃棄物の発生抑制に向けた啓発を推進します。

指標とする値：事業系ごみ排出量 (t/年) →29P 参照

(5) 生ごみ処理機器購入費補助事業による燃やすごみの減量

燃やすごみの多くを占める生ごみを、生ごみ処理機器による堆肥化や乾燥による減量を推進するため、購入費の補助を行います。

指標とする値：生ごみ処理機器購入費補助金交付数 (件)

令和元年度 48 件→令和6年度 80 件

2) リサイクル(再生利用)の推進

(1) 適正な分別の啓発によるリサイクルの推進

ごみ組成調査の結果を公表し、適正分別の啓発を行うことによって、処分ごみの減量、資源化量の増加を推進します。

指標となる値：燃やすごみ/埋立ごみの組成調査による好ましくない分別の割合(%)

令和元年度：燃やすごみ 10.0% 埋立ごみ 35.0% →
令和6年度：燃やすごみ 5.0% 埋立ごみ 20.0%

(2) 適正に分別された資源物の集積所からの収集運搬と処理

(3) リサイクルステーションの管理運営

リサイクルステーションは、各地区まちづくり委員会への委託により、地域に根差した適切な運営と管理が行われます。

(4) 容器包装廃棄物の収集運搬と中間処理、保管、再資源化事業者への搬出

容器包装廃棄物は、容器包装リサイクル法で定められた方法で市内で保管、中間処理を行い、指定された再商品化事業者へ搬出します。

指標となる値：ガラスびん・ペットボトル・プラ資源の回収量の計 (t/年)

令和元年度 1,702 t → 令和6年度 1,909 t

(5) プラスチック使用製品廃棄物の収集運搬と中間処理、保管、再資源化事業者への搬出

プラスチック使用製品廃棄物は、プラスチック資源循環法で定められた方法で市内で保管、中間処理を行い、指定された再商品化事業者へ搬出します。

(6) 資源化対象品目拡大に向けた調査、検討

現在処分ごみとして処理されている品目の中から、再資源化可能な品目について、調査及び再資源化の実施に向けた検討を行います。紙おむつ、剪定枝、布類、小型家電類等が想定されます。

3) ごみの適正処理の推進

(1) ごみ排出ルール浸透による適正排出の推進

ごみリサイクルカレンダーやごみ出しガイドブックといった啓発資材をベースに、スマートフォンによる「ごみ分別アプリ」を利用した情報発信に取り組み、幅広い世代に対応した啓発活動を進めます。また、外国人用のリーフレット作成や、外国籍住民との交流を行うイベントでごみ排出ルールを楽しく学ぶ機会を設けます。アパート管理会社を通じた啓発にも重点的に取り組みます。一方で、ルールに沿わない排出ごみについては、警告シール貼付による排出者への周知を行うなど、粘り強く指導を行います。

指標とする値：「ごみ分別アプリ」のダウンロード数 (件)

令和2年 1,500 件 → 令和6年度 5,000 件

(2) ごみの安全で効率的な収集運搬

安全を第一に、コンプライアンスを徹底し、本基本方針に則ったごみ収集を継続します。

(3) ごみ集積所の適正配置と管理支援

人口減少と高齢化の両面から、ごみ集積所の適正な配置に努めます。特に資源化の推進に伴う各品目の排出量を加味した配置の見直しを検討していきます。集積所の管理運営は、各地区まちづくり委員会に委託し、地域に根差して適正に行われます。

(4) 粗大ごみの戸別収集

自ら処分施設に運搬できない大型ごみを、有料で自宅から収集運搬します。

指標とする値：粗大ごみ戸別収集の申込数 (件/年)

令和元年度 292 件 → 令和6年度 500 件

4) 環境学習の推進

(1) 地域や職場での環境意識の高揚

まちづくり委員会や、事業所のボランティア活動など、様々な場面で、3Rの推進やごみの適正処理といった知識を習得する機会を設け、循環型社会構築の環境意識を高める取り組みをします。

指標とする値：地域におけるごみ分別学習会の開催数 (回/年)

令和元年度 22 回 → 令和6年度 30 回

(2) 学校教育における取組の推進

未来を担う子どもたちが、環境への関心を高める取組を推進します。具体的には、小学校4年生を対象としたごみに関する副読本の配布、啓発ポスター作製の取り組み、PTA を中心とした資源物回収、市内廃棄物関連施設見学など学校教育への支援、食を通じた環境学習、などが挙げられます。

指標とする値：小中学校による社会見学の受入件数 (回/年)

令和元年度 20 回 → 令和6年度 30 回

(3) 環境アドバイザーの派遣

環境アドバイザー制度など、ごみ分別・リサイクルに精通した人材の育成に努め、地域や学校等で活躍する場を構築していきます。

指標とする値：環境アドバイザーの派遣回数 (回)

令和元年度 28 回 → 令和6年度 35 回

5) 不法投棄の根絶と地域環境美化の推進

- (1) ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例に則った不法投棄の根絶多様な主体が協働して本条例に沿った取り組みを積極的に推進し、ポイ捨て等の根絶を目指します。

指標とする値1：不法投棄の発見数 (件/年)

指標とする値2：ごみゼロ運動で回収された空缶の数

令和元年度 12,573 個 → 令和6年度 9,000 個

- (2) ごみゼロ運動の実施

春と秋の2回、地域住民の皆さんや、事業者、市が協働して地域の環境美化に取り組みます。

指標とする値：ごみゼロ運動への参加者数 (人)

令和元年度 31,514 人 → 令和6年度 31,000 人

- (3) 不法投棄パトロールの実施

市内 20 地区に1名ずつ不法投棄パトロール員を任命し、不法投棄防止のパトロールに取り組んでいただきます。また、環境美化指導員を常設し、不法投棄のパトロール、ごみ集積所の指導のための巡回を行います。

指標とする値：環境美化指導員ののべ活動日数 (日)

- (4) 地域環境美化推進事業補助金による各地区の取り組みへの支援

各地区まちづくり委員会が取り組む、不法投棄のされない環境づくり推進に対し補助制度を設け、支援します。

指標とする値：地域環境美化推進事業補助金の申請地区数、申請件数 (件)

令和元年度 12 件 → 令和6年度 15 件

6) 処理施設の適正管理と整備への協力

- (1) 一般廃棄物最終処分場の管理・運営

本計画等に定められた一般廃棄物の受け入れを適正に行います。また、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府令・厚生省令1号)」に定められた技術上の基準に基づき、受け入れたごみを適正に埋立処分するとともに、最終処分場の排出水の定期的な検査および安全な管理に努めます。

指標とする値：最終処分場の放流水の成分分析値が国の定めた基準値以内である割合

基準値以内の項目数/検査対象の項目数 (%)

令和元年度 100% → 令和6年度 100%

(2) 稲葉クリーンセンターの運営協力

稲葉クリーンセンターの管理と運営に協力するとともに、ごみの搬入に関するルールに従い、適正に分別した燃やすごみの搬入を行うなど、施設の適正な利用に努めます。

4 ごみの適正処理に関する基本的事項

4. 1 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

分別して収集する一般廃棄物の分別区分を表 4-1 の左欄に示します。また、当該分別区分に応じて収集する一般廃棄物の種類を同表の右欄に示します。

なお、市が分別して収集する一般廃棄物は、家庭から排出されるものに限りです。

※ 旧計画に比べ変更としたものは、資源物に「蛍光管」、特定ごみに「本体と不可分なバッテリー内蔵の小型家電」を追加しました。

表 4-1 分別して収集する一般廃棄物の種類とその分別区分

分別区分		種類（家庭から排出されるものに限る）	
燃やすごみ		紙くず、紙おむつ、衣類、木くず、生ごみ、布団類、木製家具、一辺の長さが 50 cm以上のプラスチック又はビニール製品、小型家電の部品でプラスチック製のもの、皮製品、ゴム製品、プラスチック又はビニール製の容器包装及び製品で汚れが取れないもの、加工したペットボトル	
埋立ごみ		ガラス類、せともの、灰、小型家電（法令の規定に基づき再生利用すべきものを除く）、混合物（金属やプラスチックなどでできたもの）	
特定ごみ		乾電池、使い捨てライター、水銀体温計・血圧計 本体と不可分な充電電池を内蔵した小型家電	
資源物	紙	段ボール	段ボール
		新聞紙	新聞紙
		その他紙	雑誌、チラシ、厚紙、お菓子の箱、牛乳パック、ジュースパックなど、段ボールおよび新聞紙のいずれにも該当しない紙
	金属	缶および金属類	
	ガラスびん	無色透明	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無色透明なガラスでできたもので、汚れを除いたもの
		茶	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、茶色のガラスでできたもので、汚れを除いたもの
		その他	ジュース、酒、ドリンク剤などの飲料物、ジャム、海苔などの食品又はしょうゆ、酢などの調味料の容器で、無

		色透明又は茶色以外の色のガラスでできたもので、汚れを除いたもの
	ペットボトル	ポリエチレンテレフタレート（PET）を原料に成型された飲料、しょうゆ等のプラスチック製容器で、汚れを除いたもの
	プラスチック製容器包装（プラ資源）	商品が入っていたプラスチック又はビニール製の容器や包装（ペットボトルを除く）で、汚れを除いたもの
	プラスチック製品（プラ資源）	一辺の長さが 50 cm未満のプラスチック製品（小型家電を除く）で、汚れを除いたもの
	蛍光管	40W までの直管、環状管、電球型蛍光管
粗大ごみ		ソファ、音響機器、マッサージ機、机、本棚、特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品（家電 4 品目）、その他市長が認めるもの

4. 2 一般廃棄物の適正な処理を実施する者に関する基本的事項

1) 収集および運搬を実施する者に関する事項

<p>(1) 市が民間の業者に委託して収集および運搬を行う一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①燃やすごみ ②埋立ごみ ③特定ごみ ④資源物 ⑤粗大ごみ <p>(2) 市長から一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うことについて許可を受けた者が収集又は運搬を行う一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事業系一般廃棄物 ②(1)に掲げるもののうち、収集又は運搬を行うことが困難又は不相当と市長が認めたもの ③排出者が、収集および運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることを選択したもの <p>(3) 一般廃棄物については、(1)及び(2)によるほか、排出者の選択により、適切な処分を実施する場所まで排出者自らが運搬をすることとします。</p>
--

2) 収集又は運搬の許可に関する事項

1) の(2)に規定する収集又は運搬を業として行うことの許可を行う際は、法第7条第5項(同項第2号を除く。)の規定によるもののほか、次の事項に配慮して行うものとします。

(1) 収集の許可を行う際に配慮する事項

- ①適正な処理に資するため、許可を受ける者の収集の能力を考慮し、収集を行う区域を定め、および許可を受ける者の数を適切な数とすること。
- ②収集を行う対象となる一般廃棄物の種類に応じ、特に許可が必要と認められる一般廃棄物の収集および運搬については、その許可を行うものであること。
- ③市長が特に必要と認めた場合を除き、市長が行う指導および監督の実施が容易である区域に、営業所(営業活動の中心となる本店、支店等の事業所をいう。)を有する者に対して行うものとする。

(2) 運搬の許可を行う際に配慮する事項

市長が特に必要と認めた場合を除き、市長が行う指導および監督の実施が容易である区域に、営業所(営業活動の中心となる本店、支店等の事業所をいう。)を有する者に対して行うものとする。

3) 処分を実施する者に関する事項

(1) 南信州広域連合のごみ中間処理施設において処分する一般廃棄物

- ①燃やすごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- ②粗大ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったものうち焼却することが適当と市長が認めたもの
- ③1)の(2)に掲げるもののうち、排出者が南信州広域連合のごみ中間処理施設において処分することを選択したものであって、焼却することが適当と南信州広域連合長が認めたもの
- ④排出者自らが南信州広域連合のごみ中間処理施設まで運搬したものであって、焼却することが適当と南信州広域連合長が認めたもの

(2) 市が飯田市最終処分場において処分する一般廃棄物(事業系一般廃棄物を除く)

- ①埋立ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- ②埋め立てることが適当と市長が認めた次に掲げるもの

- a 粗大ごみであって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- b 排出者自らが飯田市最終処分場まで運搬したもの
- c 南信州広域連合のごみ中間処理施設から飯田市引き取り分として排出される残渣のうち、埋立処理を行う分として判断したもの

(3) 市が民間の業者に委託して再資源化を行う一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く）

- ①資源物、特定ごみ（乾電池・水銀体温計）、であって、市が民間の業者に委託して収集および運搬を行ったもの
- ②ガラスびんおよびペットボトルであって、次のいずれかに該当するもの
 - a 市が市の指定する場所において各地区まちづくり委員会の協力の下に収集を行い、市が民間の業者に委託して運搬を行ったもの
 - b 排出者の選択により、排出者自ら又は排出者が収集および運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることによって、市長が指定する場所まで運搬したもの
- ③南信州広域連合のごみ中間処理施設から飯田市引き取り分として排出される残渣のうち、再資源化を行う分として判断したもの

(4) 法の規定に基づき一般廃棄物の処分を業として行うことについて許可を受けた者が処分を行う一般廃棄物

- ①事業系一般廃棄物（南信州広域連合のごみ処理施設において処分を行うものを除く）
- ②排出者の選択により、排出者自ら又は排出者が収集および運搬の許可を受けた者に収集又は運搬を行わせることによって、適切な処分を実施する場所まで運搬したもの（南信州広域連合のごみ処理施設、飯田市最終処分場または市が委託した民間の業者において処分を行うものを除く）

※法の規定に基づき一般廃棄物の処分を業として行うことについて許可を受けた者のうち、市長が許可した者が行う処分については、市が適切に指導および監督を実施するものとする

5 将来の予測と目標値（一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み）

5.1 人口

本計画の目標年度である令和6年度（2024年度）までの人口推移は、表5-1に示すとおりです。この推計人口は、いいだ未来デザイン2028のビジョン総人口の値を用いています。

ごみ発生量等の推計は、この値を元に推計します。

表5-1 本計画の計画期間における定住人口の推計

年度（西暦）	本計画の定住人口（人）	住民基本台帳の人口（人） （10月1日）
元（2019）	99,115	100,791
2（2020）	98,498	99,701
3（2021）	98,053	
4（2022）	97,608	
5（2023）	97,164	
6（2024）	96,719	

5.2 将来におけるごみ排出量の推計と目標値

令和6年度までのごみ排出量の推計は、表5-2（28P）のとおりです。

また、本計画が目標とする指標は、「市民一人あたりが1日に排出するごみ量」（家庭系ごみ排出量＋集団回収量）に置き、指標は表5-3のとおりとします。

表5-3 計画の目標値

計画の指標	令和元年度	令和6年度	比較
市民一人あたりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）	579.7g	552.3g	4.7%減

※1 各品目ごと増減率を設定し、年度ごとに推計しました。

1) 家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物の排出量は、稲葉クリーンセンターの稼働に伴う分別区分変更時に一旦増加しましたが、人口減少による自然減や、「3R」の推進とごみの適正排出の取組により、再び減少に転じると予想されます。

燃やすごみについては、紙やプラスチック製容器包装など資源対象物が含まれていることから、分別の促進により減少としました。

埋立ごみについてもガラスびんなどの再資源化を推進して減少としています。

資源物のうち、紙資源とペットボトルについては、大規模小売店などが行う店頭回収を利用する市民が増えており、その利便性などによりリサイクルの意識が高まっている状況から、今後も集積所からの排出は減少する予測としました。これに伴い、プラスチック製容器包装とガラスびんは分別促進により増加とし、他の項目は横ばいを見積もりました。

一方で、新たに取組む製品プラスチックの再資源化と焼却灰の溶融資源化の増量により、資源化量が増加しリサイクル率は増加することが見込まれます。

2) 事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の将来排出量は、新型コロナウイルスにより低迷した景気が、緩やかに回復する見通しから増加が予測されます。一方で、「3R」の推進などによる取組みに期待し、僅かずつ減少していく目標値としました。

令和元年度における事業系ごみの排出量は 6,174 t/年で、令和 6 年度においては 6,051t/年としました。

3) 総ごみ排出量

家庭系一般廃棄物の排出量が人口減少により自然減となる一方、事業系一般廃棄物は、景気が緩やかに回復しつつも減少傾向と予測されますが、両者を合わせた将来ごみ排出量は、その多くを占める家庭系一般廃棄物の影響を受けて緩やかに減少すると予測しています。

表5-2 将来におけるごみ排出量の推計

項目	単位	実績値	推計値				
		令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
人口	人	100,791	99,701	98,053	97,608	97,164	96,719
総排出量	t/年	27,499	27,277	26,605	26,239	25,879	25,549
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	579.7	579.9	571.7	564.9	558.2	552.3
燃やすごみ	g/人・日	406.3	406.3	402.2	398.2	380.1	376.1
埋立ごみ	g/人・日	28.9	28.9	28.0	27.1	26.4	25.6
資源物	g/人・日	124.5	124.8	122.5	121.5	134.6	134.3
紙資源	g/人・日	63.7	63.8	60.6	57.6	54.7	52.0
金属資源	g/人・日	13.6	13.6	12.7	12.7	12.7	12.7
ガラスびん	g/人・日	10.0	10.0	10.1	10.2	10.3	10.4
ペットボトル	g/人・日	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
プラ資源(容器包装)	g/人・日	35.1	35.1	36.9	38.7	40.6	42.7
プラ資源(製品)	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	14.1	14.2
蛍光管	g/人・日	0.0	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
特定ごみ	g/人・日	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1
集団回収量原単位	g/人・日	20.0	20.0	19.0	18.1	17.1	16.3
家庭系ごみ排出量	t/年	21,325	21,103	20,462	20,127	19,797	19,498
燃やすごみ	t/年	14,946	14,784	14,394	14,187	13,480	13,279
埋立ごみ	t/年	1,064	1,052	1,002	965	936	904
資源物	t/年	4,581	4,541	4,385	4,330	4,774	4,741
紙資源	t/年	2,345	2,320	2,169	2,052	1,940	1,836
金属資源	t/年	500	495	455	452	450	448
ガラスびん	t/年	367	363	361	363	365	367
ペットボトル	t/年	45	45	39	39	35	35
プラ資源(容器包装)	t/年	1,290	1,276	1,321	1,379	1,440	1,507
プラ資源(製品)	t/年	0	0	0	0	500	500
蛍光管	t/年	0	8	8	8	8	8
特定ごみ	t/年	34	34	32	36	35	39
集団回収量	t/年	734	726	680	645	606	575
事業系ごみ排出量	t/年	6,174	6,174	6,143	6,112	6,082	6,051
中間処理量	t/年	21,120	20,958	20,537	20,299	19,562	19,330
焼却処理量	t/年	21,120	20,958	20,537	20,299	19,562	19,330
最終処分量	t/年	2,470	1,652	1,602	1,565	936	904
処理後再生利用量	t/年	455	1,300	1,300	1,300	1,900	1,900
熔融資源化	t/年	455	1,300	1,300	1,300	1,900	1,900
資源化量	t/年	5,770	6,567	6,365	6,274	7,280	7,216
リサイクル率	%	21.0	24.1	23.9	23.9	28.1	28.2
家庭系ごみリサイクル率	%	21.5	21.5	21.4	21.5	24.1	24.3
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量)	g	747.5	749.6	743.4	736.5	729.7	723.7
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系ごみ排出量+集団回収量)	g	579.7	579.9	571.7	564.9	558.2	552.3

- ※ 推計値の人口は、いいだ未来デザイン2028のビジョン推計人口を使用
- ※ 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量) = (家庭系ごみ排出量+集団回収量+事業系ごみ排出量) ÷ 365日 ÷ 人口 × 1,000,000 (t→g)
- ※ 市民一人あたりが1日に排出するごみの量(家庭系ごみ排出量) = (家庭系ごみ排出量) ÷ 365日 ÷ 人口 × 1,000,000 (t→g)
- ※ ごみ排出量の将来推計値は、各ごみごと過去の実績から発生原単位の推測値を計算し、全体の排出量は推計人口を乗じて得た数値
- ※ リサイクル率=資源化量÷家庭系ごみ排出量×100 / 家庭系ごみリサイクル率=家庭系ごみ排出量(資源物)÷家庭系ごみ排出量×100
- ※ 端数処理をしているため、値の合計が合わない箇所があります。

6 計画の運営管理

6.1 計画の運営管理

本計画の運営管理は、図 6-1 に示す計画の策定・改定 (Plan)、計画に基づく施策の実施 (Do)、計画の評価 (Check)、基本計画および実施計画の見直し (Act) のPDCAサイクルにより行い、継続的な改善を図ります。

運営管理の状況については、適宜、飯田市公式ウェブサイトで公開するとともに、ごみの排出量や施策の実施状況について、毎年度、「環境レポート」で報告します。

なお、抽出された課題の解決等のために、本計画を変更する必要が生じた場合や、本計画の前提となる条件に大幅な変動が生じた場合等には、本計画および各年度の実施計画の改訂等を行います。

図6-1 PDCAサイクルによる計画の運営管理

